

# 賃金不払残業に対する監督指導による是正結果について (平成 28 年度における遡及支払分)

兵庫労働局労働基準部監督課

## 1 対象事案

定期監督及び申告処理を行い、労働基準法第 37 条に定める割増賃金等の支払いが履行されていないものについては是正を指導した結果、不払いになっていた割増賃金が平成 28 年度（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで）中に遡及して支払われたもののうち、その額が 1 企業の合計で 100 万円以上のもの。

## 2 兵庫労働局の割増賃金の遡及支払いの状況

(1) 遡及是正企業数は 36 企業、遡及支払を受けた労働者の合計は 2,773 人、遡及支払額の合計は 1 億 9,343 万円であった。

1 企業当りの平均金額は、約 537 万円である。

(2) 業種別にみると、企業数は製造業が 13 企業と最も多く、保健衛生業の 7 企業がこれに次ぐ。

遡及払金額は、その他の事業が 7,456 万円で最も多く、次いで製造業が 4,838 万円である。

(3) 1 企業当りの遡及支払額が 1 千万円以上のものは 4 企業、遡及支払を受けた労働者の合計は約 700 人、遡及払額は 1 億 704 万円である。

## 3 兵庫労働局の割増賃金遡及支払事案の推移

平成 27 年度に比して平成 28 年度は、遡及是正の企業数、対象労働数及び遡及支払額とも減少している。

表. 兵庫労働局の 100 万円以上の割増賃金遡及支払事案の推移

年度	企業数 (件)	対象労働者数 (人)	遡及支払額 (万円)
平成 24 年度	23	1,387	29,444
平成 25 年度	49	3,046	53,196
平成 26 年度	50	1,523	18,913
平成 27 年度	41	4,065	24,633
平成 28 年度	36	2,773	19,343